

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	令和5年度物価高騰対策給付金の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京田辺市は、令和5年度物価高騰対策給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な処置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

京都府京田辺市長

公表日

令和5年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和5年度物価高騰対策給付金の支給に関する事務
②事務の概要	令和5年度補正予算の成立を踏まえた重点支援地方交付金の取扱い等について(令和5年11月29日(内閣府地方創生推進室事務連絡))の趣旨を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して、臨時的な措置を実施するもの (1)京田辺市低所得世帯臨時支援給付金(住民税非課税世帯)の支給事務 (2)京田辺市低所得世帯支援補足給付金(住民税均等割のみ課税世帯)の支給事務 京田辺市が有していない転入者等の課税情報と公金受取口座の情報を取り扱う
③システムの名称	住民税非課税等に対する臨時給付金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
番号連携情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項別表第一の101の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号利用法別表第二 121の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	京都府京田辺市田辺80 京田辺市役所総務部総務室(代表0774-63-1122)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	京都府京田辺市田辺80 京田辺市役所総務部総務室(代表0774-63-1122)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]